

界にある部分においては、8月末修繕工事が完了している。

問金網フェンスの垂直保持について。
答国道320号線沿いの防球ネット及び金具フェンスについては、現在軽微な修繕であるので、適宜対応していきたいと考えている。

問小石碑の定位置について。

答バックネットの元にある石碑であるが、旧三島小学校建築当時のものであるので、取り扱いについては、関係者と協議し今後対応していく考えである。

◎本町の男女共同参画計画の実行と到達点について

問正規職員の男女賃金格差について。

答本町の給与制度において、正規雇用の男女による給与の差はない。

問管理的職業従事者に占める女性の割合について。

答北宇和病院及び広域事務組合派遣職員を含めて、課長補佐級以上の職員48人の内、女性職員は15人であり、管理的職務に従事する女性職員の割合は31.2%となっている。

問男女共同参画推進条例の実践状況について。

答先ほどの松田議員への答弁と重複するが、町では、男女共同参画社会の形成を実現するため、鬼北町男女共同参画推進条例を制定し、同条例に基づき、鬼北町男女共同参画審議会を設置して、男女共同参画基本計画を策定したところである。

この計画をもとに、男女共同参画推進の活動として、今年度、男女共同参画推進のためのリーフレットを作成し、全世帯に配布することになっている。男女共同参画社会の形成の

ためには、男女とも多様な生き方を調和させていく職場づくり、お互いを支えあう家庭づくり、自立した個人が協力し合う地域づくりが必要であり、より一層の啓発が重要であると考えている。また、お互いの多様性を尊重し、人権を尊重するという啓発活動が必要ではないかと考えている。

あらゆる機会を通して男女共同参画に関する意識啓発を合わせて行うよう、関係各課と計画調整を図っているところである。

◎選挙時のポスター貼り出し対応について

問選挙関連ポスター貼り出しの指導及び対応について。

答ポスターの貼り場所については、公職選挙法第145条の規定により、塀や建物などに貼る場合には、それが他人のものであれば、必ずその居住者等の承諾を得なければ貼ることはできないことになっている。承諾を得ずに貼ったものであれば違反文書となり、選挙管理委員会は撤去を命ずることができるほか、その居住者管理委員または所有者もこれを撤去することができることになっている。

また、公職選挙法第145条の規定では、ポスターを掲示することができない場所として、「国もしくは地方公共団体が所有し、もしくは管理するもの」ということが明記されており、これによって、鬼北町が所有・管理する役場庁舎や公民館・集会所・消防施設などにはポスターを掲示することができないことになっている。

選挙管理委員会としては、違反文書

として認められたものについては、公職選挙法第147条の規定により、その旨を警察署に通報したうえで、撤去させるということで対応したいと考えている。

ただし、集会施設、消防施設には、地区で設置し、管理しているものもあるが、それらについては各地区のそれぞれの管理者の判断に委ねられることになる。

具体的に、現場を見てみないと判断できないこともあるので、不相当と思われる箇所があった場合、現状と経緯を調査した上で対応したいと考えている。

ポスター掲示の規制については、それが仮に美観を損ねるものであったとしても、公職選挙法第147条に該当する違反文書でない限りは、これらの行為に規制をかけ、または撤去の対象とすることはできない。ポスターは、候補者もしくは政党の政策等を幅広く選挙人に知らしめ、公正な選挙を促すという目的で掲示されるものであるので、ご理解いただきたい。

◎キジ肉の販路拡大工夫について

問大型店における販売の準備と経過について。

答8月1日から松山空港スカイショップにおいて、キジ肉の販売を開始した。

始めて間もないということもあり、売れ行きは少ない状況であるが、空港ビルとも相談しながらイベント等を実施して、商品のアピールを行い、売り上げ拡大を図っていきたいと考えている。

その他、「大手航空会社とのイン

ターネット販売」「県内銀行によるキャンペーン商品としての採用」「企業のお歳暮商品としての注文」等販路の拡大も図っているところである。

問キジ酒の地元販売について

答販売開始に当たり、ビンの形・大きさ・デザイン等細部の詰めをしている状況である。

発売日は、当町最大のイベントである「でちこんか」が実施される10月17日に合わせて、「でちこんか」のチラシにも広告を掲載し、町内外の方々にも事前に宣伝活動を実施するとともに、18日にはブースでの販売も行う予定にしている。

◎出産育児一時金と上乘せについて

問本町の平成期出産予定数について。
答平成17年度からの出生者数は、鬼北町全体では、平成17年度が66人、18年度74人、19年度63人、20年度65人となっており、その内、国保加入者で出産育児一時金支払い件数が、平成17年度13件、18年度13件、19年度21件、20年度12件となっている。

問給付の上乗せについて。

答国保加入者について、被保険者の経済的負担と安心して出産ができるようにするため、10月1日から、国と同様、出産育児一時金の引き上げを行うよう条例改正案を本議会へ提案することになっている。法令通りの対応とすることになっているため、現在のところ上乘せを行うことは考えていない。